

従業員の技能検定の受検料の一部を補助します

～若年技能者育成応援事業のご案内～

1 対象となる事業者

次のすべてに該当する事業者

- 福井県内に事業所を置く次の中小事業者（個人事業主含む）
- 技能士資格について月額1,000円以上の資格手当制度を設けている
または新設することを予定している事業者※
（※いわゆる一人親方等常用の従業員がいない事業者は制度創設を要件としない）

2 対象となる経費

次のすべてに該当する技能検定受検手数料

- 受検者は25歳～34歳（令和4年4月1日現在）
- 福井県職業能力開発協会が実施する2・3級の実技試験
- 事業主が受検手数料を全額負担

3 助成の内容

実技試験受検手数料の1/2以内で

補助額 4,500円以内/人

（1事業者当たり年5人を上限とします）

4 手続きの流れ

- ①交付申請 : 交付申請書・事業計画書・収支予算書・誓約書等を提出
（申請書類は下記ホームページから入手してください）

申請書受付期間

令和4年4月4日（月）～令和4年12月26日（月）

※ ただし、予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。

- ②交付決定 : 県から補助金交付決定通知を受ける
- ③事業計画の実行 : 技能検定の受検
- ④実績報告 : 実績報告書、収支決算書、証拠書類を提出
- ⑤請求 : ④による補助金の確定後、補助金の請求書を提出

詳しくは福井県ホームページでご確認ください

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部労働政策課 産業人材グループ

TEL 0776-20-0388

FAX 0776-20-0638

